

令和5年10月5日

石巻市長 齋藤正美 殿

石巻市下水道事業運営審議会
会長 岡野知子



答 申 書

令和5年1月23日付け石下管第299号で諮問された事項について、下記のとおり意見を付して答申します。

記

1 諮問事項

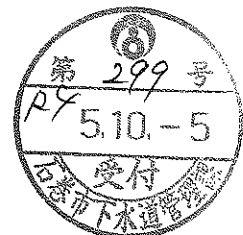
下水道接続の促進策について

2 答申内容

下水道接続の促進策として市長から諮問された補助制度の見直し案は、適当と考えます

3 付帯意見

- (1) 補助制度の見直しに際し、必要な周知を丁寧に行うこと。
- (2) 下水道への接続に当たっては、補助金のほか、無利子融資あっせん制度の利用も併せて周知し、経済的な負担を理由とする下水道接続阻害要因の解消に努めること。
- (3) 汚水が環境面に与える影響について、市民の理解が得られるよう意識啓発を行うこと。



(別紙)

下水道接続の促進策について

下水道接続補助金制度の改正

現行制度（浄化槽切替助成事業補助金）を見直します。

	現行	改正（案）
助成対象	既設の浄化槽を廃止し、公共下水道に接続した者	既設の浄化槽又は汲み取り便所を廃止し、公共下水道に接続した者（※1）
助成金額	上限 10 万円	(1) <u>下水道に接続できる時から3年以内に接続</u> 上限 20 万円(※2) (2) (1)以外 上限 10 万円
摘要	※1) 制度改正後も現行制度同様、次のいずれにも該当することが必要となります。 <ul style="list-style-type: none">・公共下水道事業の処理区域の住宅（住宅の延べ面積の2分の1以上に相当する部分を専ら住居として使用し、販売を目的とした住宅でないこと。）の所有者（借地又は借家の場合にあっては、当該所有者から公共下水道に接続することについて同意を得た者に限ります。）・市民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税並びに下水道事業受益者負担金及び分担金滞納していない者 ※2) 新制度施行後3年間は、下水道に接続できる時から3年を経過していても、(1)の助成の対象とします。	